

夜間金庫規定

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における借主名義の当座勘定、普通預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (使用料)

(1) 貸金庫の使用料は店頭掲示の手数料一覧表により、1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫指定日に借主が指定した預金口座から払戻し、使用料に充当します。

なお、当初契約期間の使用料は、契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算により、契約時に支払ってください。

(2) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4. (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」という。)を当金庫所定の当座預金入金票、普通預金入金票および通帳等とともに当金庫所定の入金袋(以下「入金袋」という。)に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、当座預金入金票、普通預金入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

(2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

5. (預金への受入処理)

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

(2) 前項の取扱いにあたり、当座預金入金票、普通預金入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金、証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当金庫はその責任を負いません。

6. (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中来店のうえ受け取ってください。

7. (鍵の保管等)

(1) 投入口鍵は借主が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は借主が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

8. (鍵、入金袋の喪失・き損)

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費等に要する費用を負担してください。

9. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

10. (解約等)

(1) この契約は、借主の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵および届出印を持参し、当金庫所定の手続をしたうへ夜間金庫を直ちに明渡してください。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失った場合に解約するときは、このほか第6条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約する

ことができるものとします。この場合当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ夜間金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ④ 借主がこの規定に違反したとき

1 1. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は、譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

1 2. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

1 3. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日改定)

